

開示の実施の方法について

- 1 開示を実施する保有個人情報がある場合、当該文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
 - (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）にあつては、当該文書又は図画。ただし、当該文書又は図画の保存に支障があると認められるとき、その他正当な理由があるときは、その写し。
 - (2) マイクロフィルムにあつては、当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合には、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの。
 - (3) 写真フィルムにあつては、当該写真フィルムを印画紙に印画したもの。
 - (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）にあつては、当該スライドを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合には、当該スライドを印画紙に印画したもの。
- 2 開示を実施する保有個人情報がある場合、当該文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
 - (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）
 - ア 当該文書若しくは図画を複写機により用紙に複写したもの（カラーで複写したものを含む。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの。
 - イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したもの。
 - ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したもの。
 - (2) マイクロフィルムにあつては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの。
 - (3) 写真フィルムにあつては、当該写真フィルムを印画紙に印画したもの。
 - (4) スライドにあつては、当該スライドを印画紙に印画したもの。

3 開示を実施する保有個人情報電磁的記録に記録されている場合における法第87条の規定に基づき定める方法は、それぞれ当該各号によります。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスクにあっては、次に掲げる方法。

- ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合するものに限る。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスクにあっては、次に掲げる方法。

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合するものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前二号又は次項に該当するものを除く。)にあっては、次に掲げる方法であって、防衛装備庁として保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付(カラーで出力したものを含む。)
- イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法によります。

- (1) 当該フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とします。

- (1) 当該スライド及び録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付